

【内子町公式】内子町企業ガイド SNS 公式アカウント運用要領

令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、内子町町並・地域振興課が求職者等への情報伝達媒体として SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）公式アカウントを運用するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インスタグラム Meta Platforms, Inc.がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。
- (2) アカウント 個人、企業等が SNS 等を利用するために取得した権利及びユーザーネームをいう。
- (2) 公式アカウント 町並・地域振興課が運用する下記のアカウントをいう。
アカウント名 【内子町公式】内子町企業ガイド
ページ URL https://www.instagram.com/uchiko_kigyougaido/

(運用管理者)

第 3 条 公式アカウントの運用管理は、町並・地域振興課長（以下「運用管理者」という。）が行う。

- 2 運用管理者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次に掲げる事務を処理する。
- (1) 公式アカウント上への情報の掲載、削除等の承認又は指示
 - (2) ユーザー情報、パスワード等の管理
 - (3) 掲載情報に関する問合せ、苦情等への対応
 - (4) その他適切な運用を行うために必要な事項

(投稿者)

第 4 条 公式アカウントへの投稿は、運用管理者が指定した職員もしくは委託事業者が行う。

(情報発信)

第 5 条 公式アカウントでは、次に掲げる情報を発信する。

- (1) 内子町企業に関する情報
- (2) 企業説明会に関する情報
- (3) その他運用管理者が適当と認めるモノ

2 情報発信の原則は、次のとおりとする。

- (1) 町職員であることの自覚及び責任を持ち、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）その他の関係法令並びに職員の服務及び情報の取扱いに関する規定を遵守する。
また、委託事業者が情報発信する場合においては、町職員が十分に留意すること。
- (2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意する。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないように十分留意する。
- (4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反する一切の情報を発信しない。

(禁止事項)

第 6 条 公式アカウントでは、次の各号のいずれかに該当する内容の投稿を禁止する。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (2) 町や第三者を誹謗中傷する内容
- (3) 他者になりすます等、虚偽の内容又は事実と異なる内容
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした内容
- (6) 町や第三者の著作権、肖像権その他知的財産権を侵害する内容
- (7) 法律、法令等に違反している、又は違反するおそれがある内容
- (8) 本人の承諾なく個人情報を持定し、開示し、漏えいする等、個人のプライバシーに関わる内容
- (9) わいせつな表現等を含む不適切な内容
- (10) 公式アカウントの記事と全く関係のない内容
- (11) インスタグラム利用規約に反する内容
- (12) その他運用管理者が不適切と判断した内容

(著作権)

第 7 条 公式アカウントに掲載されている写真、イラスト、音声、動画その他の掲載情報の著作権は、内子町又は正当な権利を有するものに帰属する。

(公式アカウントのアドレス等の明示)

第8条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのアドレス等を内子町公式ホームページ上に明示する。

(免責事項)

第9条 内子町は、公式アカウント上での投稿又は公式アカウントを介することで生じた直接的又は間接的な損失について、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。